

保安林予定森林告示附属明細書

(令和7年11月25日付け兵庫県告示第1033号附属)

1 保安林予定森林の所在場所

朝来市羽渕字柴苔40、49、51、52の1、字谷ノ上53、53の1、54の2、54の3、57から59まで、字西791

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字柴苔49・51（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、52の1、字谷ノ上53・53の1・54の2・54の3（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）、字西791 所在の森林

イ その他の森林については、主伐にかかる伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

(2) 立木の伐採の限度

ア 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の限度は、円山川地域森林計画区南但地区区域の土砂の流出の防備のために指定された保安林（当該保安林が2以上あるときはその集団。以下アにおいて同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が2以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの面積を加えて得た面積とする。

南但地区区域とは、次の地域をいう。養父市、朝来市

イ 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、5ヘクタールとする。

ウ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる率を乗じた材積とする。

字柴苔49、51、52の1、字谷ノ上54の2、54の3 所在の森林100分の30

エ (3)に定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が10分の4を超えるときは、10分の4とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる率（(3)に定める森林につきその率が次の算式により算出された率を超える場合には、次の算式により算出された率とする。）を乗じた材積とする。

字柴苔40、字谷ノ上53、53の1、57から59まで、字西791 所在の森林100分の40

$$\frac{V_o - V_s \times \frac{7}{10}}{V_o}$$

V_o は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s は、当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

オ 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

(3) 植 栽

ア 次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、都道府県知事の許可（以下「当該許可」という。）がなされた場合において、当該許可がなされた区域内において、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字柴苔40、字谷ノ上53、53の1、57から59まで、字西791 所在の森林

スギ（2,100本）、ヒノキ（2,400本）、マツ（2,700本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000本）

イ 拝伐により伐採することができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該拜伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木材積で除して得られる割合を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、当該許可がなされた場合において、当該許可がなされた区域内においては、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字柴苔40、字谷ノ上53、53の1、57から59まで、字西791 所在の森林

スギ（2,100本）、ヒノキ（2,400本）、マツ（2,700本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000本）

（「次の図」は、保安林指定調査地図のとおり。）

保安林指定調査地図

森林の所在場所：兵庫県朝来市羽渕字柴苔40ほか2字ほか11筆

縮尺：1/1500

羽渕字西790番

羽渕字西791番

羽渕字谷637番

別紙詳細図参照

令和7年度谷止工

令和6年度谷止工

44番

51番

41番

40番

羽渕字柴苔39番

羽渕字谷ノ上57番

58番

羽渕字中村65番

35-2番

59番

羽渕字柴苔35-4番

田路字尾坂12番

46番

50番

52-1番

53番

54-2番

53番

54-1番

55番

56番

57番

58番

59番

60-1番

60-2番

60番

61番

62番

63番

64番

65番

66番

67番

68番

69番

70番

71番

72番

73番

74番

75番

76番

77番

78番

79番

80番

81番

82番

83番

84番

85番

86番

87番

88番

89番

90番

91番

92番

93番

94番

95番

96番

97番

98番

99番

100番

101番

102番

103番

104番

105番

106番

107番

108番

109番

110番

111番

112番

113番

114番

115番

116番

117番

118番

119番

120番

121番

122番

123番

124番

125番

126番

127番

128番

129番

130番

131番

132番

133番

134番

135番

136番

137番

138番

139番

140番

141番

142番

143番

144番

145番

146番

147番

148番

149番

150番

151番

152番

153番

154番

155番

156番

157番

158番

159番

160番

161番

162番

163番

164番

165番

166番

167番

168番

169番

170番

171番

172番

173番

174番

175番

176番

177番

178番

179番

180番

181番

182番

183番

184番

185番

186番

187番

188番

189番

190番

191番

192番

193番

194番

195番

196番

197番

198番

199番

200番

201番

202番

203番

204番

205番

206番

207番

208番

209番

210番

211番

212番

213番

214番

215番

216番

217番

218番

219番

220番

221番

保安林指定調査地図(詳細図)

森林の所在場所：兵庫県朝来市羽渕字柴苔40ほか2字ほか11筆

縮尺：1/500

